

古事類苑

歲時部十六

更衣

更衣ハコロモガヘト云ヒテ、冬春ノ衣服ヲ更ヘテ、夏秋ノ衣服ト爲シ、夏秋ノ衣服ヲ更ヘテ、冬春ノ衣服ト爲スヲ云フ、朝廷ニテハ四月朔日ト、十月朔日トニ於テ之ヲ行ヒ、其殿中ノ鋪設モ亦之ヲ改ム、後世ハ其年早ク寒キ時ハ、九月ニモ裕衣ヲ以テ、夏衣ノ上ニ襲フコトアリ、徳川幕府ニテハ、五月五日ヨリ八月末マデ、帷子ヲ用キ、九月九日ヨリ五月ノ末マデ、綿入ヲ用キ、四月一日ヨリ五月四日マデ、及ビ九月一日ヨリ同八日マデハ、裕衣ヲ用キル、民間モ多ク幕府ノ例ニ依ル、

名稱

〔倭訓栞中編八〕ころもがへ 四月にいふ、春衣を更て夏衣にする也、冬の衣がへは十月也、俱に朔日に行はる、式也、

〔宗五大草紙上〕衣裝の事 一衣裳のかはり候時節の事、三月中はあはせにうす小袖、四月朔日よりあはせを著候、略 五月五日迄はあはせ、五日より男衆はかたびら、女中は殿中には、すゞしうらのねりぬきをめし候御腰まきもすゞしうら、六月朔日より七月中、かたびらをめし候、八月朔日より又ねりぬきをめし候、御腰まき染付の小袖を各御用候、男衆もいにしへは、八月一日よりあはせを著したる、とて候、今は九月朔日よりあはせ、九日より小袖を著し候、

〔蓋簪錄二〕今制通官、民端午始服衫、九月朔服夾衣、重陽始服複衣、至四月朔服夾衣、故名、四月曰更